第八百三十六条第一項	株主又は設立時株主	組合員等であった者又は社員
	株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	組合員等であった者又は社員が理事、監事又は清算人

2　施設管理土地改良区の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組織変更後の一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、当該一般社団法人について解散の登記を嘱託しなければならない。

3　第一項の規定は、法第七十六条の十六において法第七十六条の九の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同項の表の下欄中「第七十六条」とあるのは「第七十六条の十一」と、「一般社団法人の社員」とあるのは「認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）の構成員」と、「の一般社団法人」とあるのは「の認可地縁団体」と、「一般社団法人の主たる事務所」とあるのは「認可地縁団体の主たる事務所」と、「又は社員」とあるのは「又は構成員」と読み替えるものとする。

内閣官房令

○内閣官房令第二号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第二条第二項及び人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣官房令及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（記載事項） **第一条**　［略］ 2　［略］ 3　令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。 一　人事院規則八―一二（職員の任免）第五十三条各号（第四号を除く。）若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―八（職員の定年）第十条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇（職員の降給）第七条に規定する場合、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各号若しくは第二十四条各号に掲げる場合、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第三十九条各号に掲げる場合、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十六条各号に掲げる場合、人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十二条各号に掲げる場合、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第九条各号に掲げる場	（記載事項） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。 一　人事院規則八―一二（職員の任免）第五十三条各号（第四号を除く。）若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―八（職員の定年）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇（職員の降給）第七条に掲げる場合、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各号若しくは第二十四条各号に掲げる場合、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第三十九条各号に掲げる場合、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十六条各号に掲げる場合、人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十二条各号に掲げる場合、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第九条各号に掲げる場

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令の一部改正）

第二条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「又は水産業協同組合法」を「、水産業協同組合法」に改め、「第八十六条の三第一項」の下に「又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の二第一項若しくは第七十六条の十二第一項」を加える。

附　則

この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄